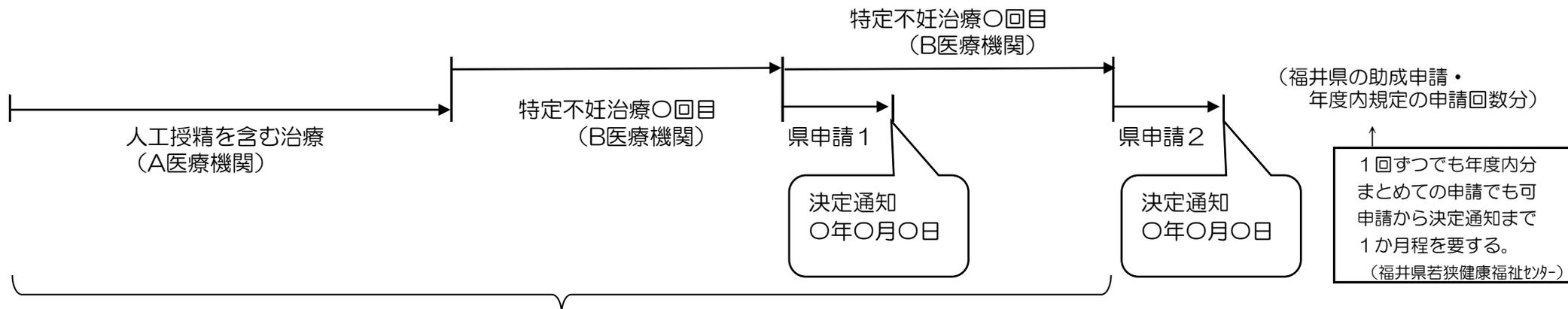


小浜市不妊治療費助成事業 申請にあたっての治療期間、申請日および受付年度の考え方

「小浜市不妊治療費助成事業」申請の基本事項

- 治療方法、医療機関が多岐にわたる場合でも、申請は全てを合算して1年度内1回とする
- 治療期間は、初日から終了日までが、1年を超えない（1年未満）
- 原則、提出書類がすべて揃ってから、小浜市健康管理センター窓口で申請する
- 申請日の属する年度分の申請として受付となる（治療や医療機関の証明が前年度であっても、翌年4月以降の提出の場合、翌年度分の受付）
- 申請可能な期間は、治療期間の終了日から6か月以内、または属する年度内とする

申請書の医療機関記入や、県への申請、決定通知が届く時期を見込んで、申請準備をしてください。



- 1 治療の期間を確認し、1年を超えない期間で、申請する治療期間と申請日の予定を考慮しておく
(申請予定が1～3月の場合は、12月中旬までに、申請予定の旨、健康管理センターに連絡してください 0770-52-2222)
- 2 B医療機関に福井県特定不妊治療費助成申請のための書類の記入を依頼、その間の診療費の領収証等を揃える
(「福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」の対象になる方は、その申請も済ませておく)
- 3 AおよびB医療機関に小浜市の不妊治療費助成申請のための書類の記入を依頼、その間の診療費の領収証等を揃える
(医療機関が2つ以上の場合は、それぞれの医療機関で申請書1枚記入し、併せて提出すること)
- 4 福井県若狭健康福祉センターに、「福井県特定不妊治療費助成事業」の申請を行い、決定通知を受取る
- 5 申請書記載の治療期間の最終日から6か月以内または属する年度内に、「小浜市不妊治療費助成事業」を申請(書類提出)

- ・ 申請書
- ・ 領収証
- ・ 福井県の助成事業承認決定通知書
- ・ その他必要な書類

申請日(書類提出日)
〇年〇月〇日
↑
この日の属する年度分の
申請として受付

<小浜市助成額>

申請：年度内(4月から翌年3月まで)に1回

助成額：上限30万円(A+B)

A：人工授精を含む不妊治療の保険外診療額の全額

B：特定不妊治療については治療費から県の助成額を差引いた残額の1/2